

所得税 住民税

申告は3月15日まで

必要な人は忘れずに申告してください

所得税の申告

市文化センター申告会場で受け付けています。

受付時間

午前9時30分～午後4時
(混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります)

※市文化センターは午前9時に閉館しますので、それ以前に入館できません。ご注意ください。

受け付けできる申告

公的年金所得者申告お

よび還付申告(平成23年分)等

受け付けできない申告

青色申告、株式譲渡申告、不動産所得申告、事業(農業・営業)所得申告、保険の外交員報酬申告、住宅借入金等特別控除申告、土地・建物の譲渡所得等申告

※市文化センター会場では受け付けできない所得税の申告は、宇治税務署確定申告会場の「鹿六一」4階(☎0774・44・4141)で行ってください。

住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)で受け付けています。申告の必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期間中に申告してください。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税の申告会場に戻っていただく場合があります。

住民税の申告が

必要な人

平成24年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成23年中に所得(収入)があった人

【申告に必要な書類等】
住民税の申告書(印かん、源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金や生命保険料、地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の領収書など)

※住民税の申告書は市民税課にあります。また前年に住民税の申告書を出されている場合は、申告書を2月に送付しています。(公的年金収入のみで、平成23年度非課税の人には送付していません)

住民税の申告が 不要な人

所得税の確定申告を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、平成23年中に所得が無かった人

住民税の申告が必要な人

※申告が必要のない人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は、申告が必要で

公的年金を 受給している人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をすることがなくとも、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

住民税の申告が必要な人

※所得税の確定申告をする必要がない人でも、医療費控除、生命保険料控除等の住民税の申告をすることにより、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。

問い合わせ

市民税課

市税の納付は 口座振替(自動払込)のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごと(に)わざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成24年度分からは

5月15日までに手続きしてください。市・府民税、軽自動車税は5月15日までに手続きしてください。※市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。

市税の納め忘れは ありませんか?

市税は、市民のくらしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。未納となっている場合は、至急納付してください。納期限が過ぎた市税は「京都府地方税機構」に徴収権限を移管し、同機構が徴収業務を行っています。滞りなく納付されている市税の納付に関するご質問は「京都府地方税機構」にご相談ください。

「京都府地方税機構」は、

京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税務業務を共同して行い、より一層の公平・公正な税務行政を目指すと、府内9カ所の地方事務所があります。



す。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

問い合わせ

納税課

市文化センター申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者
3月	1	木	公的年金所得者申告 還付申告 ※住民税の申告は市役所1階の市民税課(5番窓口)で受け付けます。	市職員
	2	金		
	5	月		
	6	火		
	7	水		
	8	木	土曜日と日曜日は受け付けを行っていません。相談時間は午前9時30分～午後4時。混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。なお、正午～午後1時は休憩時間となりますので、あらかじめご了承ください。	
	9	金		
	12	月		
	13	火		
	14	水		
	15	木		

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

軽自動車・バイク等の廃車手続きはすぐに

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、廃車や名義変更の手続きをされずに放置すると翌年度も引き続き課税されることとなります。なお、軽自動車税は月割りでできませんので、4月2日以降に廃車や譲渡などをされても、その年度の税額は全額納めていただくこととなります。

■手続き

軽自動車の廃車手続きは、所有者の届け出に基づいて行います。廃車・譲渡・盗難・解体・標識紛失・転出などの届け出は、必ず3月31日までに行ってください。手続き先や手続き方法等は車種により異なりますので表をご参照ください。

◆問い合わせ 市民税課

車種	手続き・問い合わせ先
●原動機付自転車 (総排気量125CC以下) ●農耕作業用自動車 (トラクター等) ●小型特殊自動車 (フォークリフト等) ●ミニカー	登録・廃車 印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所(市民税課)
●二輪の軽自動車 (総排気量126CC以上 250CC以下)	登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局☎050-5540-2061 ◆問い合わせ 軽自動車協会☎075-691-6516
●二輪の小型自動車 (総排気量251CC以上)	登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局☎050-5540-2061
●三輪の軽自動車 ●四輪の軽自動車	登録・廃車 ◆問い合わせ 軽自動車検査協会☎075-671-0928

◆問い合わせ

事務所名	京都府地方税機構 山城中部地方事務所
所在地	〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21番地の8 府立城南勤労者福祉会館内
電話番号	滞納金額が100万円未満 徴収第三課☎0774-46-6566 滞納金額が100万円以上 整理課☎0774-46-6567

八幡市の担当事務所は表のとおりです。

老人医療

医療費の自己負担を助成

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療に該当しますので、申請してください。

▽対象者 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者（直系血族の親族、兄弟姉妹）の平成22年中の所得税が非課税

②1人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下

（※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満60歳以上、満18歳未満、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aを持っている人のみで構成されている世帯）
▽手続き等 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療が適用されると、所得金額によって医療費の自己負担が1



割または3割になります。
【福祉医療費受給者証(老)をお持ちの人】

※70歳までの制度です。

4月1日に70歳に達していない人は、4月1日から7月31日(70歳の人は誕生月の末日)まで有効の受給者証を3月末までに郵送します。

◆問い合わせ 国保医療課

別表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成22年中の所得から本人控除（障がい者控除等）や社会保険料控除等をした額です。（所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください）



これまでは、外来診療でひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、いったんその額をお支払いいただき、後で国保や後期高齢者医療制度から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、高額な外来診療を受けた場合も入院時と同様、医療機関等の窓口を保険証とともに限度額適用認定証等(※)を提示すれば、限度額を超える分を支払う

国保に加入している70歳以上の人に、新しい高齢受給者証をお送りします。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、3月31日まで。4月1日以降は、3月中旬に送付する新しい高齢受給者証をご使用ください。70歳以上の人は、医療機関で受診される場合、保険証のほかに高齢受給者証の提示が必要です。高齢受給者証には、所得の負担割合が記載されて

高齢受給者証を送付します

います。負担割合は、前年中の所得を基準に7月下旬に判定を行いますので、郵送する高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとしています。なお、7月31日までに75歳になる人の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。

※国保の有効期限とは異なる場合があります。注意してください。

自己負担割合

70歳以上の人が医療機関

◆問い合わせ 国保医療課

で支払う自己負担割合は、次の基準のとおりです。
▽1割負担(一般) 住民税の課税所得が14.5万円未満の人。
▽3割負担(現役並みの所得者) 同一世帯に住民税の課税所得が14.5万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。
ただし、70歳以上の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合には520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、基準収入額申請すれば1割となります。

八幡市国民健康保険(国保)の保険証を4月に更新します。保険証の有効期間は2年です。保険料を滞納されている人には、3月

中旬に郵送します。なお留守等で不在で届かない場合は、国保医療課までお問い合わせください。
※旧保険証は、4月1日以

降、国保医療課へ返還してください。
◆問い合わせ 国保医療課

1年以上納付されないと保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由も

保険証を4月に更新

国民健康保険 有効期限 平成26年3月31日
被保険者証

記号番号 幅15-999999
氏名 国保 一郎
生年月日 昭和35年12月17日 性別 男
世帯主氏名 国保 太郎
住所 京都府八幡市 八幡区内75番地
資格取得年月日 平成18年7月1日
交付年月日 平成24年4月1日
保険者番号 260117

新しい保険証は青緑色で、有効期間は2年です

ジェネリック医薬品 希望カードを配布

ジェネリック医薬品とは、特許が終了した新薬と同等の効能や効果などを持つ薬で、厚生労働省が認可した新薬より安価な後発医薬品です。保険証を送付する際に、ジェネリック医薬品の希望カード3枚が付いた国保のパネルレットを同封します。利用する場合は、すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんが、医師に希望カードを提示して相談してください。

納付相談を行います

保険料の滞納がある人には、納付相談の案内をしています。経済的な理由等について、お聞かせいただき、分割での納付等のお約束をいただければ、保険証を交付させていただきます。3月中旬に保険料収納課まで相談にお越しください。

保険料を分割納付される人は、有効期限を3カ月や6カ月短縮した保険証(短期証)を交付することになり、有効期限が1年未満に短縮することになります。

なく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

資格証明書の交付を受けて、病院等医療機関の窓口では、医療費の全額を負担していただき、後日、国保の負担分の支給申請をしていただくこととなります。また、その支給額から滞納となっていた保険料を充当したり、保険医療を受けることを停止されたりすることもあります。

保険料は納期内に納めましょう

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、納期限内に納めてください。災害やその他の特別な事情がなく滞納すると、法令に基づき滞納処分の対象となります。保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

口座振替の利用を

安心、確実、便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または市役所の保険料収納課まで。
◆問い合わせ 保険料収納課

4月から外来診療にも 限度額認定証が使えます

必要はなくなりません。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同

様の取り扱いを受けることができるようになります。限度額認定証等の交付を受けるには、事前に申請が必要ですので、国保医療課までお問い合わせください。

・70歳未満の人・70歳以上で非課税世帯ではない人
・75歳以上で非課税世帯ではない人
・「後期高齢者医療被保険者証」
◆問い合わせ 国保医療課